

## I はじめに

令和6年6月12日付で改正された子ども・若者育成支援推進法により、ヤングケアラーは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されました。くわえて、同法では、国や地方公共団体等にヤングケアラーが支援の対象となることが明記され、支援の対象者には子どもだけでなく若者までもが含まれています。今回、支援の対象者が若者までとされたことによって、支援内容は多様化し、支援者には今まで以上に複雑かつ複合的な相談ニーズへの対応が求められているところです。

ヤングケアラーが生じる主な社会的背景には、核家族化や共働き世帯の増加により、家庭内でケアを担う大人が減少していることが挙げられ、これは、特別な家庭環境に限らず、一般的な家庭においても、家族の事故や傷病により、子どもや若者がケアを担う可能性があることをさします。また、ヤングケアラーの特性として、家族への日常的なケアにより年齢や成長に見合わない重い責任を負うことで、学業や友人関係、心身の健康、進路・就職等に影響が出ることもあるとともに、ケアラー自身も自らの状況が認識できていないケースが多くあります。くわえて、家族内のプライバシーや、周囲の理解が得られにくいことから問題が顕在化されにくく、支援が必要であっても気づかれにくいという課題を抱えることから、過去には、孤立するケアラーが見過ごされたことで、家族への暴行につながり、死亡事例に至ったものもあります。

一方、区内のヤングケアラーの実態は、小学生の約7.5%、中高生の約5.0%が家族のお世話を担っている状況で、これはクラスの約1~2人がそれにあたります。(令和5年度「子どもの生活の実態調査」より)これらを受けて、区では、子ども家庭支援センターに相談窓口を開設するとともに、認知度向上に向けた各種研修会の開催や、ヤングケアラーコーディネーターの配置、SNSによる「ヤングケアラーサポートLINE」を開設しています。また、令和5~6年には、生活・学習支援や配食支援、通訳派遣、訪問支援等のサービスメニューを用意する等、ケアラーとその家族を支える仕組みが整備されつつあります。

しかしながら、ヤングケアラーの支援には、早期発見と適切な支援が何よりも重要です。これには、支援者自身が正しい理解と知識を有する必要があるとともに、日頃より関わりのある子どもや若者が家庭内でどのように過ごしているか関心を持つことが大切です。また、支援内容については、ケアラーの負担

軽減を図りながらも、家庭全体が抱えている課題や問題について解決を目指すことが求められ、そのためには、児童福祉分野だけでなく、教育や生活福祉・障害福祉・高齢福祉・医療・地域等、分野・領域を超えた包括的な連携が不可欠です。

したがって、本ガイドラインでは、ヤングケアラーが抱えている問題や特徴、区のヤングケアラー支援における指針について明示した上で、子ども家庭支援センターにおける支援体制や、アセスメント基準等について触れるとともに、関係部署・関係機関の役割を整理し、ヤングケアラーと関わる際のポイントについてもまとめています。区のヤングケアラー支援は、認知度向上に向けた取り組みや、各種サービスの立ち上げの時期を経て、地域社会全体が一体となって支援の輪を広げ、必要な支援を届けていくアウトリーチのフェーズに入りました。本ガイドラインがヤングケアラー支援に携わる一人一人の共通認識を深めるための一助となり、区における一体的な連携支援の礎となるよう、ご活用が程宜しく申し上げます。